東山クリーンセンター基幹的設備改良工事
に係る設計施工監理業務委託 仕様書

平成 26 年 8 月

北信保健衛生施設組合

目　次

第１章　総 則 ・・・

第１章　総 則

１ 業務の目的

本業務は、北信保健衛生施設組合（以下「組合」という。）が実施する東山クリーンセンター基幹的設備改良工事（以下「基幹改良工事」という。）の設計及び工事施工に関して工事請負契約書、入札条件書、工事仕様書、見積設計図書、改善指示書及び質問回答書（以下「工事仕様書等」という。）に基づき工事が適正かつ確実に実施されるよう監理を行うとともに、品質管理、工程管理、安全管理等について施工監理を行うことを目的とする。

また基幹改良工事は国からの循環型社会形成推進交付金を受けて行うため、本組合の地域計画及び長寿命化計画の主旨を理解し、基幹改良工事の実施に伴い発生する疑義について専門的な知見による適切な設計施工監理を行うものとする。

２．業 務 名　　東山クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る設計施工監理業務委託

３．履行場所　　長野県中野市大字中野1308番地1　　東山クリーンセンター

４．施設概要

（１）施設規模・方式

全連続式火格子焼却炉　１３０ｔ／日　（６５ｔ／日×２炉）

（２） 焼却プラント概要

① ボイラ	型式	過熱器付自然循環式水管ボイラ
	蒸発量	最大 約９．９ｔ／ｈ×２基
	蒸気圧力	常用 ２５kg/cm2G（２．４５MPa）
② ろ過式集じん機	形式	反応式バグフィルタ
③ 蒸気タービン	形式	復水式蒸気タービン
④ 発電設備	発電方式	横軸突極回転界磁形同期式発電機
	発電機出力	９８０ｋW×１基
⑤ 受変電設備	受電圧・容量	６，６００Ｖ・２，７００ｋＶＡ
⑥ 排ガス処理基準		(性能保証値)
	ばいじん	０．０１g/m3N以下
	硫黄酸化物	３０ppm以下
	塩化水素	５０ppm以下
	窒素酸化物	１２０ppm以下
	ダイオキシン類	０．５ng-TEQ/m3以下

（３）工事竣工年月日　　平成29年３月15日

５．委託期間

契約締結日の翌日から平成２９年３月２５日まで

６．業務概要

①実施設計審査及び監理

基幹改良工事の工事請負業者に対し、工事請負契約書、入札条件書、工事仕様書、見積設計図書、改善指示書及び質問回答書等（以下「工事仕様書等」という。）の内容が実施設計図や施工図等（以下「実施設計図書」という。）に確実に反映されているか審査を行う。

②施工監理業務

基幹改良工事の施工に関し工事仕様書等及び実施設計図書の内容どおりに工事が施工されているか監理するとともに、工事仕様書が要求する性能が確保されているか検査確認する。

③事務補助業務

循環型社会形成推進交付金申請及び関係官庁への届出等に係る事務について支援を行う。

④地域計画策定業務

第１期地域計画（平成20年～26年度）に続いて、第２期地域計画（平成27年度～平成30年度計画）を策定する。

第２章　一般事項

１．適用範囲

本仕様書は、組合が発注した基幹改良工事に係る設計施工監理業務及びこれに付随する業務の委託に適用する。

本仕様書に定めのない事項については、組合と受託者が協議し、組合が業務上必要とした場合には、受託者は必要とされた業務を遂行する。

２．提出書類

受託者は本業務の着手及び完了に当り、下記の書類を提出するものとする。

（１）着手時

・業務着手届
・監理技術者及び担当技術者届（経歴書添付）
・業務計画書
・業務工程表
・その他必要なもの

（２）業務期間中

・施工監理日誌及び監理技術者等出面帳
・定例及び週例会議記録及び指示書
・施工検査（材料検査、工場検査、中間検査を含む）記録及び報告書
・性能試験（予備性能、引渡性能）並びに竣工検査記録及び報告書
・その他必要なもの

（３）完了時

・業務完了届
・成果品納入書及び成果品
・その他必要なもの

３．検査

受託者は、業務完了後に所定の手続きを経て組合の業務完了検査を受けるものする。

本業務は、組合の業務完了検査合格を受け業務完了とするが、納品後に成果品の記入漏れ及び不備や誤りが発見された場合、受託者の責任にて速やかに訂正しなければならない。

４．資料の貸与

組合は受託者に対し、本業務に必要な関連図書及び関係資料等を無償にて貸与する。

５．機密の保持

受託者は、本業務の履行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

６．疑義

本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、すみやかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

７．留意事項

受託者は、関係する官公庁との協議及び各種調整会議等において、これに対応しなければならない。

８．業務内容の変更

本組合が必要であると認めた場合には、本組合と受託者による協議により変更する。

９．関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、下記の法令、規則、細則、通知を遵守しなければならない。

１）国の法令等

1.　公共工事の品質確保の促進に関する法律

2. 労働安全衛生法
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
4. 環境基本法
5. 大気汚染防止法
6. ダイオキシン類対策特別措置法
7. 水質汚濁防止法
8. 騒音規制法
9. 振動規制法
10. 悪臭防止法
11. 廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（厚生労働省基発第 401 号）
12. 製造者責任法
13. 地球温暖化防止法
14. 各種リサイクル法
15. 水道法
16. 下水道法
17. 消防法
18. 建築基準法
19. 建設業法
20. 都市計画法
21. 労働基準法
22. 作業環境測定法
23. 電気事業法
24. 電気工事士法
25. 電気用品安全法
26. 計量法
27. 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）
28. 地方自治法
29. 労働者災害補償保険法
30. 環境基本法
31. 循環型社会形成推進基本法
32. 小型家電リサイクル法
33. 地球温暖化対策の推進に関する法律
34. 土壌汚染対策法
35. 土壌の汚染に係る環境基準について
36. 農用地の土壌の汚染防止に関する法律
37. 農業取締法
38. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の関する特別措置法

39. 航空法
40. 電波法
41. 有線電気通信法
42. 計量法
43. 高圧ガス取締法
44. 毒物および劇物取締法
45. その他関係法令、規則、基準等

2）技術基準、規格等

1. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
2. 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン
3. 廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ処理施設）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
4. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル(環境省)
5. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 Q＆A集(環境省)
6. 危険物の規制に関する規則・政令
7. 一般高圧ガス保安規則
8. 特定化学物質等障害予防規則
9. 発電用火力設備に関する技術基準
10. 電気設備に関する技術基準
11. 電気工作物の溶接に関する技術基準
12. クレーン等安全規則
13. クレーン構造規格
14. クレーン過負荷防止装置構造規格
15. 電気機械器具防爆構造規格
16. ボイラおよび圧力容器安全規則
17. ボイラ構造規格
18. 圧力容器構造規格
19. 日本工業規格(JIS)
20. 電気規格調査会標準規格(JEC)
21. 日本電機工業会標準規格(JEM)
22. 日本電線工業会規格(JCS)
23. 日本油圧工業会規格(JOHS)
24. 日本水道協会規格(JWWA)
25. 内線規程
26. 電気供給規程
27. ガス供給規程
28. ISO国際規格

29. ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について
（労働省、労働基準局長）
30. ごみ処理施設整備の計画・設計要領（社団法人 全国都市清掃会議）
31. 循環型社会形成推進交付金交付要綱、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
32. ごみ処理施設性能指針
33. 電気学会規格
34. 電気保安法による設備基準
35. 電気設備技術基準・内線規程
36. 電力会社供給規程、電力工事規程
37. 日本建築学会規定及び構造設計基準
38. 建築基準構造設計指針（建築学会）
39. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
40. 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
41. 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
42. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
43. 建築設備耐震設計施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
44. 建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
45. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
46. 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
47. 事務所衛生基準、規則
48. その他の関係法令、規則、規格、要綱、要領、指針等

3）長野県, 中野市の条例・基準等

1. 長野県環境基本条例
2. 長野県公害防止条例
3. 長野県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例
4. 中野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
5. その他関係条例、基準等

第３章　業務仕様及び内容

１．業務の基本的事項

（１）受託者は、業務の開始前に業務計画書を作成・提出し、本組合の承諾を受けるものとする。

（２）本組合では、東山クリーンセンターの長寿命化事業を進めるにあたり**一般社団法人 日本環境施設支援機構の技術指導**を受けている。

このため**基幹改良工事の施工監理は、（社）日本環境施設支援機構（以下「ＪＥＳ」という。）の技術指導を受けて行う**ものとする。

（３）工事期間中、受託者は常に工事全般に係る疑義に応じられるよう、工事現場、工事仕様書等及び実施設計図書に精通し、工事の進捗を促進するものとする。

（４）受託者は、工事請負者への指示事項はすべて書面をもって行うものとし、本組合に速やかに報告する。

２．監理体制

本業務における受託者の監理技術者等の資格、勤務条件は次によるものとする。

（１）契約の履行に関し、業務全体の監理及び統轄等を行う監理技術者として、技術士法に定める技術士（衛生工学部門）又は総合技術監理部門の資格を有する者を配置できること。

この監理技術者は、一般廃棄物処理施設（施設規模１炉あたり100ｔ/日以上の廃棄物発電施設を有している施設）の設計・施工監理業務の実務経験をもち、かつ廃棄物処理施設の設計、建設、施工監理等の実務経験を10年以上有していること。

（２）担当技術者（下記①～⑥）として、以下の資格を有する者を配置できること。担当技術者は、他機関発注の業務との兼務を除き、各業務内（例えば建築とプラント機械との兼務など）における兼務は認めないものとする。

① 建築技術者：

建築士法で定める構造設計1級建築士又は1級建築士の資格を有する者で一般廃棄物処理施設の設計施工監理業務の実務経験を５件以上有していること。

② 建築機械設備技術者：

建築設備士又は１級管工事施工管理技士の資格を有する者で設計施工監理業務の実務経験を持つ者。

③ 建築電気計装設備技術者：

１級電気施工管理技士資格又は第3種電気主任技術者以上の資格を有する者で設計施工監理業務の実務経験を持つ者。

④ プラント機械設備技術者（プラント関連の総括）：

技術士法で定める技術士（機械部門又は総合技術監理部門）の資格を有する者であり、かつ一般廃棄物処理施設（施設規模１炉あたり100ｔ/日以上の廃棄物発電施設を有してい

る施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

⑤　プラント電気設備技術者：

技術士法で定める技術士（電気電子部門）又は第２種電気主任技術者以上の資格を有する者であり、かつ一般廃棄物処理施設の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

⑥　プラント計装設備技術者：

電気通信事業法で定めるＤＤ第１種（旧デジタル第１種）又はＡＩ第１種（旧アナログ第１種）の資格を有する者であり、かつ一般廃棄物処理施設の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

（３）監理技術者等の勤務条件

実施設計監理及び施工監理業務については、原則として重点管理(非常駐)で行い、必要により常駐監理を併用する。なお、設計施工監理業務の延人工数は概ね次のとおりとする。

監理技術者名	実施設計監理及び地域計画策定	施工監理業務	計
監理技術者（主任技術者）	４７	７１	１１８
建築技術者	２９	６４	９３
建築機械設備技術者	７	９	１６
建築電気計装設備技術者	７	９	１６
プラント機械設備技術者	７０	１５０	２２０
プラント電気設備技術者	２７	４０	６７
プラント計装設備技術者	３１	４１	７２
計	２１９	３８３	６０２

３．実施設計等監理

工事請負者が作成した実施設計図書が工事仕様書等の内容を確実に反映しているか審査し、必要により指示、指導を行うものとする。

（１）業務内容

①業務の実施にあたり、諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑なる進捗を図ること。

②工事仕様書等の内容が実施設計図書に確実に反映されるよう、審査、指導すること。

③実施設計図書の審査にあたっては、組合の意図するところを実施設計に反映するよう審査、指導すること。

審査する実施設計図書は次のとおりとする。

・建築関係（意匠・構造・設備）実施設計図書

・建築機械設備関係実施設計図書

・建築電気設備関係実施設計図書
・プラント機械設備関係実施設計図書
・プラント電気設備関係実施設計図書
・プラント計装設備関係実施設計図書

④国庫交付金申請図書の審査

⑤諸官庁への申請、届出党に関する許認可の申請図書の審査

⑥その他実施設計監理に必要な業務

4．施工監理業務

本業務は現場工事着手後の建築設備、機械設備、電気計装設備、試運転及び性能試験立会い、竣工検査までの施工監理業務とする。

（1）業務内容

①施工計画、工程の審査及び報告

②仕様打合せ及び施工承認図書の審査

③現場の作業方法、仮設方法及び工事用機械器具等の確認及び報告

④施工及び施工検査（材料検査、工場検査、中間検査等）の立会い及び報告

⑤工事の安全衛生及び災害並びに公害防止に関する工事請負者への指導及び報告

⑥工事報告者からの提出書類の審査及び報告

⑦工事施工に関する各関係機関への提出書類の審査及び報告

⑧出来高検査及び竣工検査立会いと検査内容の記録及び報告

⑨工事請負者の作成する竣工図、取扱説明書、試運転報告書、引渡性能試験報告書、単体機器試験成績書、工事写真等完成図書の審査及び報告

5．定例打合せ、会議等

①定例全体会議

組合監督員、ＪＥＳ技術指導員、受託者及び工事請負者による定例全体会議を原則として1回／月開催し、改善事項の指示、諸問題の協議等を行う。定例全体会議には監理技術者及び関係する担当技術者は必ず出席するものとする。

②週例打合せ

工事の進捗状況に合わせて重点的に、組合監督員及び受託者並びに工事請負者による打合せを1回／週の頻度で行う。

③会議・打合せ結果及び改善指示事項は、議事録を作成し組合に提出する。